

(仮称) 松本市ゼロカーボン実現条例の骨子(案)に対する  
パブリックコメントの実施結果について

1 募集期間

令和4年2月14日(月)から3月15日(火)まで

2 募集方法

- (1) 市ホームページ、SNS
- (2) 窓口(環境・地域エネルギー課、行政情報コーナー、各地域づくりセンター)

3 実施結果

(1) 件数

20件(8人)

(2) 提出方法

- ア 窓口持参 2件(1人)
- イ ファクシミリ 2件(1人)
- ウ 電子メール 16件(6人)

※電子メールには、ながの電子申請サービスによるものを含みます。

(3) 意見等に対する対応

区分	件数
ア 反映する意見	7件
イ 趣旨同一の意見	6件
ウ 参考とする意見	7件
エ 対応が困難な意見	なし
オ その他	なし
計	20件

【参考】 意見の取扱区分

区分	内容
ア 反映する意見	意見等の内容を反映し、案を修正するもの
イ 趣旨同一の意見	意見等の同趣旨の内容が既に案に盛り込まれているもの
ウ 参考とする意見	今後の参考とするもの
エ 対応が困難な意見	対応が困難なもの
オ その他	その他の意見

#### 4 意見等の概要及び市の考え方

##### (1) 全般に関する意見

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
1	前文の必要性	ゼロカーボンの重要性や暮らしの向上への寄与など、市民が納得できるような解説を前文等に盛り込んでもらいたい。	【反映する意見】 ゼロカーボンの重要性や必要性を前文に記載します。
2	エネルギー創出による地域経済へのメリット	海外から輸入しているエネルギーから、市内でエネルギーを作り出すことに転換することで地域経済に及ぼすメリットを明記する必要があると考える。	【反映する意見】 恵まれた地域資源を持続可能な形で活用し、エネルギーを地産地消する仕組みの構築を前文に記載します。
3	エネルギー消費量そのものを減らす必要性	省エネ、節エネ、エネルギー効率の向上とは異なる概念として、社会のあり方を変えていく姿勢を明確にし、エネルギー消費量そのものを減らす必要性を周知すべきでないか。	【反映する意見】 社会経済活動を継続・発展させながら、エネルギー消費量を抑制し、温室効果ガスの排出を削減することの必要性を前文に記載します。
4	グリーンインフラの推進	「信州まちなかグリーンインフラ推進計画」とも歩調を合わせ、土壌の保全・再生や、生物多様性の保全の内容を盛り込んでもらいたい。	【趣旨同一の意見】 豊かな土壌や生物の多様性は、先人から受け継がれてきた松本市の大きな財産です。グリーンインフラの推進を図りながら、土壌や生物多様性を守る取り組みも推進します。
5	市の施策におけるゼロカーボンの徹底	今後松本市の新規施策や方針にゼロカーボンに反するものは入れず、既存施策の見直しや、ゼロカーボンに寄与する施策を導入することを条例に明記すべき。	【参考とする意見】 条例制定を通じ、市自らの責務として、あらゆる政策領域において、これまで以上にゼロカーボンを徹底して進めます。
6	条例の意義	この条例骨子(案)を見ると、その浅薄さとおためごかしに呆れるばかりだ。	【参考とする意見】 条例制定を通じ、ゼロカーボンの実現に向け、より実効性の高い、実のある取り組みを進めます。
7	多様なエネルギー政策の展開	何をもってゼロカーボンなのか不明。水力・地熱発電、太陽熱利用機器への助成や利用促進とともに、原発再稼働を含めた多様なエネルギー政策を国・県に提言してほしい。	【参考とする意見】 再生可能エネルギー導入に向けた支援や利用促進に向けた取り組みをより一層進めてまいります。 また、原発再稼働を含めた多様なエネルギー政策

			の展開に関しては、ご意見として承ります。
8	海外の脱炭素政策の導入	全建物の高断熱義務化や自動車の通行制限など、海外で実装され、有効性が明らかになっている脱炭素政策の導入や、そのための財源確保に必要な炭素税の導入等、国や県と協力して実現する努力が必要ではないか。	【参考とする意見】 国・県・市それぞれの役割の下、連携しながらエネルギー政策を推進します。

(2) 骨子（案）の内容に関する意見

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
9	2 施策の基本方針 (1) エネルギーの地産地消の実現	「エネルギーの地産地消」とは聞こえはいいが、ソーラー発電にしても、木材の燃焼（木質バイオマス利用）にしても、耐え難い環境破壊をもたらし、利権屋の餌食になるのがオチである。	【参考とする意見】 ゼロカーボンの実現に向けた取組みは、特定の企業や団体の利益誘導のためではなく、地球温暖化による気候変動を抑止するために推進するものです。 太陽光発電設備の導入に当たっては、本条例に基づく適正措置の内容を別途定めるとともに、廃棄時に、不法投棄などを生じさせないよう適切な処理を進めます。 また、木質バイオマス利用に関しては、木材利用後、適切に樹木を植林し、更新していくことで、カーボンニュートラル化を進めます。
10	2 施策の基本方針 3 市の責務 4 市民及び事業者の責務	給湯や空調などの使用電力を再生可能エネルギーに切り替える等、脱炭素社会実現のための行動をより具体的に、分かりやすい表現にしてほしい。	【趣旨同一の意見】 本条例で示した基本方針や市、市民及び事業者それぞれの責務に則し、ゼロカーボン実現に向けた行動を起こします。なお、具体的な施策や取組みは、実行計画において詳細を示します。
11	4 市民及び事業者の責務 (2) 温室効果ガスの削減につ	「電気自動車等の移動手段への転換」を、「徒歩・自転車・公共交通・電気自動車等の移動手段への転換」にできないか。	【反映する意見】 「5 市民の責務」の(2)中、「公共交通の積極的な利用」を、「徒歩・自転車・公

	ながる取り組み		公共交通など環境負荷の少ない移動手段の積極的な利用」に改めます。
12	4 市民及び事業者の責務 (3) 施策への協力	市が行うゼロカーボン施策に「協力します。」という柔らかい表現が使われているが、市民自身が施策を知るきっかけを作ることや、施策を知った市民の声に耳を傾け、聞く取り組みを行うことも条例に加えほしい。	【趣旨同一の意見】 ゼロカーボンの実現には、行政、事業者及び市民それぞれが意見や知恵を出し合いながら、一丸となって取り組みを進めることが必要不可欠であると考えています。6(3)のとおり、より具体的な施策を定める実行計画の策定に当たり、市民の皆さまの声にしっかり耳を傾け、より実効性の高い取り組みを進めます。
13	5 実行計画	より詳細な計画作成に向け、数値・データを可能な限り明らかにし、分野別の温室効果ガス排出量や対策の優先順位が明確になることを希望する。	【趣旨同一の意見】 実行計画において、ご指摘の部分に関する詳細を示すとともに、データに基づく現状に即した対策を進めます。
14	5 実行計画 (2) 温室効果ガスの削減目標	2030年のCO2排出削減目標値(51%)への削減に向け、累計や月ごとの削減値など、削減値を見える化し、市民がより理解しやすいマイルストーンとして定期的に発表することが有効ではないか。	【参考とする意見】 条例は、2050年のゼロカーボン実現に向けた普遍的な方針を示すものであるため、具体的な数値を都度示すことは難しいですが、数値目標を定めている実行計画の進捗状況を定期的に報告することで、状況を市民の皆様に共有します。
15	5 実行計画 (2) 温室効果ガスの削減目標	2050ゼロカーボンのみ打ち出すと、慌てなくてよいという誤ったメッセージとして捉えられかねない。2030年までに温室効果ガスを大幅に削減する必要があることを明記すべき。	【参考とする意見】 2025年を計画期間とする第11次基本計画で、ゼロカーボンを重点戦略に位置付けるとともに、この度改定する実行計画において、2030年までに半減させる数値目標を示しています。より市民の皆さまと危機感の共有が図られるよう、一層の取り組みを進めます。

16 ・ 17	9 脱炭素に寄与する社会基盤整備の促進	<p>ごみ減量のために「脱プラスチック・ビニール」も条例に記載すべきではないか。</p> <p>新たなものの導入や促進など、物を増やすことが軸に書かれているような印象を持つ。余分なものを洗い出し、減らしていくことの「見直し」や食品ロスの問題等に対応するための「循環を作る」視点を取り入れることが必要ではないか。</p>	<p>【反映する意見】 2件</p> <p>「10 脱炭素に寄与する社会基盤整備の促進」の「廃棄物の削減」を、「脱プラスチックや食品ロス抑制をはじめとする廃棄物の削減」に改めます。</p> <p>また、温室効果ガスの排出そのものを減らすことの必要性を前文に記載し、循環型社会の形成に向けた具体的な取組みは、実行計画に示します。</p>
18	9 脱炭素に寄与する社会基盤整備の促進	<p>再生可能エネルギーの導入ありきではなく、物資を遠方から購入することのリスクや、輸送によるCO2排出を抑制するため、再生可能エネルギーだけでなく食料や飼料の地産地消など、「包括的な地域化」を盛り込んでみてはどうか。</p>	<p>【反映する意見】</p> <p>「10 脱炭素に寄与する社会基盤整備の促進」に、「農産物等の地産地消」を追加します。</p>
19	9 脱炭素に寄与する社会基盤整備の促進	<p>先人たちが残した森林資源を貴重な財産として捉え、適期の伐採やその後の植林など、森林の適正管理自体がゼロカーボンに直結することも明記してほしい。</p>	<p>【趣旨同一の意見】</p> <p>適切に森林を整備することが、脱炭素に寄与する社会基盤の構築につながるものと認識しています。</p>
20	9 脱炭素に寄与する社会基盤整備の促進	<p>市外・国外で生産されるものの生産過程で大量に温室効果ガスが排出されている可能性がある。そうしたことを抑止するため、製品の長寿命化や修理、再利用など「サーキュラーエコノミー」の取組みを進めるとともに、生産先への省エネルギー技術の提供や資金援助などが必要と考える。</p>	<p>【趣旨同一の意見】</p> <p>脱炭素に寄与する社会基盤の構築に向け、再利用を含む3Rの徹底を図ることを実行計画の取組方針に掲げます。</p> <p>なお、省エネルギー技術の提供や資金援助に関しては、国策として、国全体で進めるべき課題であると認識しています。</p>